

令和5年度定期予防接種実施における変更点について

厚生労働省が所管する厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく定期予防接種のうち、次年度より一部ワクチンについての規定を変更することが了承されたことから、本区においても下記のとおり実施内容について変更する。

記

1 HPVワクチン定期接種における変更点

HPVワクチン定期接種としては、本年度は、2価HPVワクチン又は4価HPVワクチンを接種してきたところであるが、令和5年度より、9価HPVワクチンを定期接種として追加する。

なお、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）附則第5項に基づき、従来の定期接種の対象年齢を超えて行う接種（キャッチアップ接種）においても、同様の取り扱いを行う。

2 4種混合ワクチン定期接種における変更点

接種対象年齢を生後3月以上から生後2月以上に拡大する。

なお、3種混合ワクチン及び不活化ポリオワクチンを接種する場合も、同様とする。

3 変更開始日について

厚生労働省における法令等の改正を経て、令和5年4月1日から上記内容にて実施予定。

4 その他

対象者へは、個別通知のほか、区ホームページ、区報等により周知を行う。